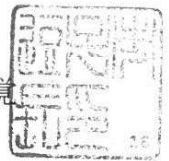




4 諮問第 11 号
2022 年（令和 4 年）6 月 20 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 安 達 和 志 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



逗子海水浴場に設置する防犯カメラの管理、活用事務に係る個人情報の本人外収集、
本人通知の省略及びオンライン結合による保有個人情報の提供について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項の
ただし書の規定、同条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、別添事案についてご審議い
ただきたく諮問いたします。

【事務担当】

経済観光課 黒羽・楠元 内線 281

(別 添)

担当所管名	経済観光課	
事務の名称	逗子海水浴場運営事業	
事務の目的及び根拠法令等	○目的 逗子海水浴場について、安全な利用に供するために防犯カメラを配置するとともに、その映像を活用して人工知能による人流を把握して混雑状況の管理を行ない、海水浴場利用における安全の向上と利用者の利便性の向上を図る。 また、当該映像をオンライン結合して委託先のサーバに保存することにより、データ消失防止などの安全性の確保とインターネットのアクセスによる情報利用の管理者の利便性を向上させる。 ○根拠法令 なし	
対象となる個人の類型	逗子海水浴場の利用者 本人の映像情報 延べ約 40 万人程度	
提供する保有個人情報項目・対象者数		
提供先		
第 8 条 関 係	本人以外から収集する個人情報の取扱いと収集先	個人情報の内容：本人の映像情報（顔、容貌等） 個人情報の保管：保管は海水浴場開設期間後 2 週間までとし、その後速やかに消去する。 個人情報の収集先：逗子海岸のうち逗子海水浴場 設置台数：8 台（予定） 防犯カメラの管理と運用：逗子市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、要領を定め、管理責任者として経済観光課長を充てる。
	本人以外から収集する必要性等	防犯カメラの設置は撮影及び映像データの保管は犯罪を企図する者への心理的な抑制効果が期待され、人流把握による混雑状況の周知は海水浴場の利用予定者に利する情報提供となることから、公益上必要があると認められる。このため、利用者の映像データを本人以外から収集する必要がある。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略（理由：防犯カメラを設置し、防犯と人流測定のためにしていることを表示することで本人に通知したものと見なす）
オンライン結合の内容等	取得した映像情報についてはインターネットを通じて委託先（セーフイー株式会社）のデータサーバに転送し、海水浴場管理者が利用する場合は、そこにアクセスして利用する。（資料 1）。 1 インターネット接続について インターネット回線を使用することから、データを暗号化して伝送時は	

	TLS1.2 以上のセキュリティレベルを実装し、データサーバではデータを暗号化して保存し、ユーザーごと自動作成したキーを使用して利用する。 2 セキュリティ対策について (1) 委託先は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格等の取得しており、安全性が高い。 ・ ISO/IEC27001：2013 ・ JIS Q 27001：2014 ・ ISO/IEC27701：2022 ・ ISO27017：2022 さらに、委託先はデータガバナンス委員会を有し、データ憲章、プライバシーポリシーも策定している。 (2) 取得映像を高いセキュリティでの保護 カメラから直接クラウドサーバに映像を送信し、外部からカメラへのアクセスをできないようにしている。 防犯カメラデータへのアクセスについては、経済観光課長が指名した職員のみ可能とする。 (3) 逗子市情報セキュリティ基本方針の遵守 オンライン結合にあたっては逗子市情報セキュリティ基本方針を遵守し個人情報の保護及び安全対策を図る。 なお、市と委託先は個人情報保護及びオンライン結合に係るセキュリティ等について協定を締結する。 3 再委託について 再委託をする場合、委託先は市に事前に文書による申し出をして承認を受けるものとし、再委託先となる者は委託先に準じ、逗子市情報セキュリティ基本方針を遵守し個人情報の保護及び安全対策を図る。 以上
備 考	